

平成29年3月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成29年3月3日

○出席議員 15人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君

○欠席議員 1人

16番 寺 尾 重 雄 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 森 基 彦 君	福 祉 課 長 関 富 夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
会 計 課 長 菰 田 智 君	教 育 課 長 軽 込 貫 一 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 鐘 裕 之 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 一般質問

第2 休会の件

開 議

平成29年3月3日（金） 午前10時開議

○副議長（佐藤啓史君） ただいま出席議員は15人で、定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○副議長（佐藤啓史君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、藤本治議員の登壇を許します。藤本治議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） おはようございます。日本共産党の藤本治でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1番目のテーマは、国民健康保険の広域化と医療の今後についてであります。

この間、社会保障制度改革として医療・介護の一体的見直しが進められ、医療から介護へ、入院から在宅へ、川上から川下へ、あたかも水が上から下に流れるように、患者・利用者を病院や施設から在宅へと押し流すことによって、国にとって安上がりな医療・介護の体制構築が推し進められています。

そのポイントとなるのが、医療保険における都道府県の役割の強化であります。具体的には、国民健康保険の財政運営を都道府県に移し、市町村と共同で管理運営に当たる体制としたこと、都道府県の責任で地域医療構想を策定し、これと整合性を持たせる形で医療費適正化計画を策定することとしました。この結果、都道府県は医療提供と費用負担の双方に責任を持つこととなり、みずからの責任で給付と負担をコントロールする、つまり、医療費がかさむようであれば医療提供を抑制する、医療提供の水準を維持する際には、その費用はみずからの責任でやりくりする仕組みができ上がりました。

平成30年度からの都道府県単位化を、国保を広域化しスケールメリットにより国保の困難を解決するためだと言う人がいますが、それは大きな間違いです。今回の都道府県単位化は、国保の構造的な問題を解決するために行うのではなく、国保を医療費の適正化、すなわち削減の道具にするために行うものです。

国保運営方針による財政管理、医療費適正化計画による給付費の抑制、地域医療構想による病床削減、これらの権限を全て都道府県に集中し、一体的施策として推進させる。すなわち都道府県を司令塔とした医療費削減の強権的推進こそ、平成30年度から本格的に始まろうとしていることです。

スタートまであと1年の今、何がどうなろうとしているのかについて伺ってまいります。

1 点目は、高齢化のピークとされる2025年に向けた地域医療構想の内容と勝浦市及び周辺の将来見通しについて、市の見解を伺います。

2 つ目に、医療費適正化計画は、平成29年度で第2期が終了し、平成30年度から第3期に移行します。従来、平均在院日数の短縮や健診受診率の向上などは目標を出させるが、医療給付費については将来予測の記載にとどめていましたが、今後は、医療給付費の予測ではなく目標の明記が求められることになります。これらにより、今後どうなると考えるか伺います。

3 点目は、国保の都道府県単位化による国保運営方針と試算の内容、勝浦市での運営がどのように変わり、何が変わらないままかを伺います。

4 点目は、全国知事会は1兆円の国庫負担増を要求しましたが、国保の構造的な問題の解決のためには何が必要と考えるか、市の見解を伺います。

2 つ目の大きなテーマといたしまして、国保税・医療費の負担軽減について伺います。

国保の構造的な問題を解決するために鍵を握るのは、減らされ続けてきた国庫負担をもとに戻し、大幅に増額することが大前提です。その上に、市町村一般会計からの繰り入れなどと病気の予防と早期発見・早期治療などの努力が合わさることが必要です。

1 点目に、払いたくても払えないほど高騰した国民健康保険税。国の保険者支援金の100%活用と、一般会計からの法定外繰り入れによって払える保険料に税負担を軽減することが待ったなしの実行すべき政策課題です。市の見解を伺います。

2 つ目に、子どもが多いほど保険税が増える均等割は、子育て支援にも逆行する仕組みであります。とりわけ18歳未満の子どもの均等割の減免は、直ちに実行すべきことと思いますが、市の見解を伺います。

3 つ目に、国保税が高過ぎるために低所得世帯では、国保税を払うと生活保護基準を下回る場合が生じます。介護保険では、このような場合に、境界層措置が設けられています。国の制度として整備を求めるとともに、市として減免措置を講じることができないか、見解を伺います。

4 つ目に、国保法77条に基づく保険税の申請減免は、どんな対象にどれだけの実績があるか。また、生活保護基準を目安とする減免基準を設けるなど、今後の拡充について、どう考えているか伺います。

5 つ目に、国保法44条に基づく医療費一部負担金の免除申請はどれだけの実績があるか。この制度が活用されるよう、実情に合った柔軟な運用が求められると思うが、今後の対応を伺います。

3 つ目の大きなテーマといたしまして、病気の予防と早期発見・早期治療について伺います。

平成27年の人口動態統計によりますと、日本人の死亡原因の1位はがんであり、2位は心疾患、3位は肺炎、4位は脳血管疾患、5位は老衰でありました。特に、がんは死亡原因の1位となるとともに、医療費を押し上げる大きな要因となっています。がんや成人病などの病気の予防と早期発見・早期治療は、住民の健康を守り、医療費を抑制する王道であります。これへの市の対応について伺ってまいります。

1 点目は、特定健診の現状と推移、今後の課題をどう考えているか伺います。

2 つ目に、がん検診の現状と推移、今後の課題をどう考えているか伺います。

3 つ目に、それぞれの受診率向上と二次検診の完全実施のためにどう取り組んでいるか伺います。

4 つ目に、特定健診、がん検診、歯周疾患検診の費用負担が無料の自治体があります。受診率

を大幅に引き上げるためにも、費用負担のあり方を見直してはどうかと思うが、市の見解を伺います。

5つ目に、喫煙と健康との関係をどのように認識し、禁煙を普及するためにどう取り組んでいるか伺います。

6つ目に、胃がんとピロリ菌の関係をどのように認識しているか伺います。兵庫県篠山市では、中学生を対象に、尿で保菌のチェックをし、5%余りの陽性者には、市の負担で医療機関での精密検査と除菌治療が受けられる事業を2014年から実施しております。大変参考にすべき事例だと思いますが、市の見解を伺います。

4つ目の大きなテーマとして国保税の滞納処分と資格証明書の発行について、お伺いします。

1つ目は、昨年の秋より徴収業務のベテランを迎え入れてから、税務課徴収班の業務はどう変わりつつあるのか伺います。

2つ目に、収納率の現状と推移、今後の課題をどう考えているか伺います。

3つ目には、滞納世帯の現状と推移、特に所得階層別の分布と特徴を伺います。

4つ目には、差し押さえ件数の推移とその内容の変化、特徴を伺います。また、差し押さえにはどのようなルール、制限があるかを伺います。

5点目に、資格証明書発行件数の推移とその対象はどういう人か伺います。滞納世帯に対して2割を超える発行比率は極めて高いが、その理由を伺います。

6つ目に、短期保険証発行件数の推移とその対象はどういう人か伺います。

5点目のふるさと納税への返礼品であるかつうら七福感謝券について、お伺いします。

1つ目は、かつうら七福感謝券に関する総務大臣会見前後の経過を伺います。

2つ目に、総務大臣の指摘に対する市の見解を伺います。

3つ目に、感謝券の転売をできなくすることは可能かどうか伺います。

4つ目に、今後、かつうら七福感謝券はどのような取り扱いになるか伺います。

5点目は、直近のふるさと納税の申し込み状況、感謝券の発行累計、換金済みの額、業種別の換金額などの最新情報を伺います。

以上、登壇しての質問を終わります。

○副議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの藤本議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、国民健康保険の広域化と医療費の今後について申し上げます。

1点目の2025年に向けた地域医療費構想の内容と、本市及び周辺の将来見通しについてであります。まず、地域医療構想は、平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」によりまして改正されました医療法に基づき策定されるものであり、2025年に向けて、少子高齢化の進展が見込まれる中、限られた医療・介護資源を効果的・効率的に活用し、質の高い医療・介護サービスが受けられるよう、医療機関の病床機能の分化と連携を推進することを目的としたものであります。

この構想については、県では既に策定されており、地域医療構想の内容とされている部分につきましては、構想区域として、二次医療圏域と同じ区域とされていることから、本市は山武長生夷隅圏域に含まれます。

また、本市及び周辺の将来見通しにつきましては、構想区域の設定には、「特に、安房圏域と夷隅地域については、人口規模、患者の受診動向、救急医療体制等の実態を踏まえ、連携を進めるとともに、構想区域のあり方について検討を行うこととします。」と記載されていることから、今後、検討していくこととなります。

2点目の平成30年度からの第3期医療費適正化計画についてであります。厚生労働省より示されております基本方針に即して策定されるものと考えますが、まだ具体的な内容が示されておられません。いずれにいたしましても、この医療費適正化計画は平成30年度からの計画であり、また、県が定める計画でありますことから、今後の動きについて注視してまいりたいと考えます。

3点目の国保の都道府県単位化による国保運営方針についてであります。国民健康保険法第82条の2の規定により、国民健康保険運営方針を都道府県が定めることとされております。この国保運営方針には、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し、市町村における保険料の標準的な算出方法に関する事項、市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項及び市町村における保険給付の適正な実施に関する事項が明記されることとなります。また、これらの事項のほか、医療に要する費用の適正化の取り組みに関する事項なども記述されることとなります。

国保運営方針は、都道府県の国保運営協議会に諮問し審議され、答申を受け、知事により決定、公表となります。県においては、第1回の国保運営協議会が開催されたところで、運営方針の決定は平成29年度になる予定です。試算の内容につきましては、市町村ごとの国保事業費納付金と標準保険料率が示されることとなりますが、これらの算定には国保運営方針での内容決定が前提となりますので、今年度予定されている試算は、県の基本的な考え方によるシミュレーション的な位置づけとなり、現在試算作業途中であり、試算結果は示されておられません。

国保の都道府県化による運営のあり方では、都道府県は、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を支えることから、市町村の療養給付費等に必要の費用は全額都道府県から交付されることが一番変わるところであり、想定を超える医療費に対する費用面での不安がなくなることは、大きな改正点と考えております。

これに対し、変わらない業務は、住民に身近な市町村の立場での資格管理、保険税率の決定及び賦課徴収、保険給付の支給決定、保健事業を担うこととなりますが、この部分は、現行業務と同様に市町村が行っていきます。

4点目の国保の構造的な問題点解決に対する見解についてであります。国民健康保険の構造は、年齢構成が高く、医療費水準も高い、加入者の所得水準が低く、保険料負担が重いなどの問題点があります。このため、国保に対する財政支援の拡充、特に国庫負担割合の引き上げが求められており、全国市長会では、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任において実効ある措置を講じることを提言、要望しているところであります。

次に、国保税・医療費の負担軽減について申し上げます。

1点目の国保税負担軽減についてであります。本市に限らず、全国の多くの保険者である市町村の国民健康保険は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化による医療費の増大等に伴い給付費が膨らむ一方で、長引く景気低迷による国保税収入の伸び悩み等により厳しい財政状況が続

いております。

このような状況を踏まえ、国は、平成27年5月に国民健康保険法の一部改正を行い、低所得者の多い保険者へ財政支援を行っております。これを受け、本市では、国保税総額の減少傾向が続く中で、国保税率引き上げの必要性が生じたときも、この保険者支援金を活用し、事実上、平成22年度から現在まで国保税率を据え置いてきております。今後とも、健全かつ安定的に国保を運営していくためには、その重要な財源である国保税の確保が優先すべき課題と認識しており、法定外繰り入れについては考えておりません。

2点目の18歳未満の子どもの均等割の減免についてであります。国保税の算定においては、所得金額の多少にかかわらず、加入者1人当たりで負担していただく均等割と1世帯当たり定額で負担していただく平等割があり、均等割と平等割を合わせた応益部分が国保税のおおむね50%となるように設定されております。

このようなことから、加入世帯員が多くなるほど負担していただく国保税が多くなる仕組みであることから、低所得者に対し、所得に応じてそれぞれ7割、5割及び2割の軽減制度が設けられております。この軽減制度は、加入者が1人増えるごとに5割軽減では26万5,000円、2割軽減では48万円、それぞれ軽減対象となる所得が拡大する制度となっております。

このように加入者が増えることに応じて軽減対象所得が拡大する均等割及び平等割の軽減制度で対応しておりますので、18歳未満の子どもの均等割の減免を行う考えはありません。

3点目の低所得者に対する減免措置についてであります。議員ご指摘のとおり、介護保険制度にある生活保護基準を目安とする境界線措置については、国民健康保険制度では規定がございませんが、これにかわるものが、先ほど申し上げました均等割と平等割の軽減制度と認識しておりますので、本市としての独自の減免措置を行う考えはありません。

4点目の国民健康保険法第77条の規定による申請減免についてであります。国民健康保険法第77条は、「保険者は、条例又は規則の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」と規定しており、具体的には国民健康保険税条例第24条で国保税の減免について定めておりますが、過去3年間の実績を申し上げますと、後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する者等が、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者になった者、以降、「旧被扶養者」と言わせていただきますが、この旧被扶養者に係る減免として9件、減免額22万6,100円、刑務所への収監により給付が受けられないことによる減免で1件、減免額1万7,500円、自己の意思によらない失業は非自発的失業の課税の特例で軽減しますが、失業後にハローワークの手続を行わずに新たにアルバイトを始めるなど非自発的失業の課税の特例に該当しない者で、この特例対象者と同一扱いによる減免で2件、減免額16万700円で、合計12件、減免額40万4,300円であります。

平成26年度では、旧被扶養者分で6件、減免額17万3,500円、非自発的失業者と同一取扱いによる減免で1件、減免額5万1,800円、収監により給付を受けられないことによる減免で1件、減免額5,600円、合計で8件、減免額23万900円であります。

平成27年度では、旧被扶養者分で9件、減免額22万4,400円、非自発的失業者と同一扱いでの減免で2件、減免額10万1,300円、自己の意思によらない休業で2件、減免額19万2,100円、火災による被災で1件、減免額26万6,900円、収監により給付が受けられないことによる減免で1件、減

免額14万6,500円、合計で15件、減免額93万1,200円であります。

また、生活保護基準を目安とする減免につきましては、合計所得金額が33万円以下の世帯は、均等割及び平等割が7割軽減されますことから、この取り扱いで対応することとしております。

5点目の国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の免除申請の実績と今後の対応につきましては、過去3年間に於いて申請実績はありません。法第44条は、保険者が特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められる者に対し、減額、免除、徴収を猶予することができることとされており、特別の理由とは、災害等により死亡、精神または身体に著しい障害、または資産に重大な損害を受けたとき、干ばつ、冷害等により農作物の不作、不漁により収入が減少した時、事業または業務の休廃止、失業・休業等により収入が著しく減少したときとされております。

この制度は条例や規則等がなくとも実施可能となっておりますが、千葉県においては大半の市町村が要綱や要領を制定し制度運営していることから、これらの内容を調査し、要領策定の検討をしたいと考えます。

次に、病気の予防と早期発見・早期治療について申し上げます。

1点目の特定健診の現状と推移、今後の課題についてであります。直近3年間の集団健診受診者数を申し上げますと、平成26年度1,154人、平成27年度1,183人、平成28年度1,219人と被保険者数が減少している中、増加傾向にあります。しかしながら、依然として受診率は低い数値で推移していることから、自覚症状がないまま進行する生活習慣病を予防するために、特定健診の受診率向上に努めていく考えであります。

2点目のがん検診の現状と推移、今後の課題についてであります。現在、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、前立腺がんの各種がん検診を実施しております。

各検診の3年間の受診者数の推移を申し上げます。なお、平成28年度は29年1月末現在となります。

胃がん検診ですが、平成26年度753人、平成27年度754人、平成28年度710人。

大腸がん検診は、平成26年度1,288人、平成27年度同じく1,288人、平成28年度1,336人。

子宮頸がん検診は、平成26年度985人、平成27年度897人、平成28年度816人。

乳がん検診は、平成26年度976人、平成27年度985人、平成28年度1,033人。

肺がん検診は、平成26年度1,663人、平成27年度1,715人、平成28年度1,791人。

前立腺がん検診は、平成26年度553人、平成27年度594人、平成28年度629人です。

今後の課題としては、がんは日本人の男女の死亡原因の1位であることから、さらなるがん検診の受診率向上に努めてまいります。

3点目の受診率の向上と二次検診の完全実施についてであります。まず、受診率の向上対策といたしまして、胃がん検診につきましては、検診車が市役所以外の4カ所を回って検診を実施し、特定健康診査等では、各地区から健診会場までの送迎バスを運行し、子宮頸がん検診では2医療機関での個別検診を実施するなど、対象者が受診しやすい環境をつくっております。

また、各種がん検診で異常が見つかり、精密検査が必要となられた方につきましては、当然のことながら精密検査を受けるよう勧奨しております。

4点目の特定健診等に係る費用負担のあり方についてであります。本市では、それぞれの受診者に500円を負担していただいているところであります。この負担金は、検診を受けることによ

る受益者負担金としていただいているところでもあります。この金額は、夷隅郡市2市2町の中でも特に高いものではないことから、現在のところ見直す考えはありません。

5点目の禁煙の普及についてであります。喫煙が健康に害であるということは、今さらながらご説明するまでもなく、喫煙者自体の健康によくないだけでなく、受動喫煙として、周りのたばこを吸わない人たちにも悪影響を及ぼすものであると考えます。禁煙の普及については、夷隅健康福祉センターを事務局とする夷隅地域職域連携推進協議会により、たばこの害を防止する活動を実施しております。

具体的な事業といたしましては、喫煙開始年齢前の周知として、昨年6月に、食と健康教室の一部として、勝浦小学校1年生及びその保護者を対象に、たばこの健康影響についての講演会を行うとともに、2年生から6年生までは同じ内容のパンフレットを配布いたしました。

また、同年11月18日には、いすみ市役所において、たばこの害に対する講演会を実施しております。本市独自の対応といたしましては、特定健康診査等の問診時において喫煙と申告した者に対しては、たばこの害について説明するとともに、特定保健指導時においても喫煙者に対してたばこの害に関する説明、資料提供を行っております。

6点目の胃がんとピロリ菌の関係についてであります。ピロリ菌は、1994年に、世界保健機構により確実な発がん因子と認定されております。このことからピロリ菌と胃がんは密接に関係していると認識しております。なお、中学生を対象とした除菌治療につきましては、今後、調査検討してまいりたいと考えます。

次に、国保税の滞納処分と資格証明書の発行について申し上げます。

1点目の昨年秋に市税等徴収指導員を迎えてからの税務課徴収班業務についてであります。滞納処分のための預金や給与の財産調査を増やすことで差し押さえを強化することに加え、数年経過した差し押さえ土地などの登記簿調査等により、換金が困難と判断した場合は、差し押さえ解除とともに執行停止等も積極的に行う必要性について指導を受けており、調査に重点を置いた業務に変わりつつあります。

2点目の収納率の現況等についてありますが、過去3年分の徴収率を申し上げますと、平成25年度は現年課税分89.52%、滞納繰越分16.23%、合計で64.74%でありました。26年度は、現年課税分90.05%、滞納繰越分17.71%、合計で65.45%でありました。27年度は、現年課税分90.30%、滞納繰越分16.13%、合計で65.15%でした。

なお、合計徴収率は県内54市町村中32位であります。今後は、税負担の公平性を確保するため、徴収率の向上が課題であり、滞納処分に向けた財産調査と調査を通じて換金が見込めないと判断した場合の執行停止等を強化してまいります。

3点目の滞納世帯の推移等についてありますが、過去3年の年度末における国保税の滞納世帯を申し上げますと、平成25年度は602世帯、26年度は550世帯、27年度は510世帯でありまして、現年課税分の徴収率向上と不納欠損処理により、滞納世帯は減少傾向にあります。

また、本年1月末における滞納繰越分の所得階層別の世帯数割合を申し上げますと、所得100万円未済の世帯が49.8%、所得200万円未満で見ますと78.0%、所得300万円未満で見ますと90.5%となり、100万円未満の低所得者層が約半数を占めている状況となっております。

4点目の差し押さえ件数の推移と特徴等についてありますが、過去3年分の差し押さえ件数及び換価金額を申し上げますと、平成25年度は10件、256万9,814円、26年度は34件、191万2,168

円、27年度は63件、486万6,062円であります。なお、平成29年1月末現在では61件、346万278円となっており、件数・金額とも増加傾向を示しております。

平成27年度の差し押さえの内容別に申し上げますと、預金が38件、398万1,993円、所得税還付金24件、84万5,069円、給与1件、3万9,000円となっており、預金と所得税還付金が主な内容となっております。なお、昨年11月から迎えました市税等徴収指導員の指導のもと、平成28年度には、これまで実施していなかった軽二輪や消防団退職手当の差し押さえを行っており、おとところであります。

また、差し押さえのルール、制限についてであります。滞納発生から差し押さえまでの手順を申し上げますと、納期限まで納付されませんと督促状を送付いたします。督促状を送付しても納付されない場合は、差し押さえの予告内容を記載した催告書を送付いたします。

これらの手続を通じて納税者と納税相談の機会が得られましたら、国税を納めることができない特別の事情の有無や、担税力の有無等の把握に努め、滞納額の一括納付が困難な場合には分納誓約書の提出を受け、分割納付を指導しております。

これらの通知や電話催告等にも全く納付や相談がない場合には、悪質と判断し、関係機関に調査・照会の上、差し押さえ等の滞納処分を実施しております。

また、差し押さえの制限であります。国税徴収法に規定がございまして、その概要を申し上げますと、第75条は、絶対に差し押さを禁止しているものが掲げられており、生活に欠くことのできない衣服、寝具、台所用具、畳などのほか農業を営む者が農業に欠くことのできない器具、肥料、家畜など、また、実印、仏像、位牌などがございます。

また、第76条では、給与の差し押さえに関し、所得税、住民税、社会保険料のほか、滞納者及びその扶養家族が生活保護法に規定する生活扶助を受ける場合における扶助の基準となる金額で、本人分10万円、扶養親族1人について4万5,000円を加えた額等により算出される額は差し押さえすることができないと規定されております。

このほか、第77条では、社会保険制度に基づき給付される退職年金、老齢年金、休業手当金などについては、給与と同様の取り扱いとする規定とされております。

なお、本市では、これら規定を遵守して対応しているところであります。

5点目の資格証明書発行件数の推移についてであります。過去3年間の年度末における資格証明書の発行件数は、平成25年度で120世帯、26年度で110世帯、27年度で121世帯であります。資格者証は、原則として1年を経過した滞納額を有し、納付相談及び納税指導に一向に応じようとしない滞納者に交付しております。

平成27年度末で滞納者の23.7%に該当しますが、滞納者と納税相談等を通じて、滞納額解消に向けた指導をするためにも滞納者と接触する必要があり、税負担の公平性の確保のためにも必要な制度であります。

6点目の短期被保険者証の発行数の推移とその対象についてであります。過去3年間の年度末における発行件数は、平成25年度で213世帯、26年度で204世帯、27年度で199世帯であり、若干ではありますが、減少傾向にあります。

短期被保険者証の交付対象者は、納税相談において取り決めた保険税納税方法を誠意をもって履行すると認められる場合や、納税相談等に応じない1年を超えない場合の滞納者としております。

次に、ふるさと納税への返礼品であるかつうら七福感謝券について申し上げます。

1 点目の総務大臣会見前後の経過についてであります。今月 2 月 10 日の閣議後の高市総務大臣記者会見におきまして、民放テレビ記者からのふるさと納税の返礼品の取り扱いに係る質問に対する大臣の回答の中で、本市のかつうら七福感謝券につきましては、価格表示がなされている商品券に該当し、ふるさと納税制度の趣旨にはそぐわない。また、七福感謝券がインターネット上で転売されているということは問題があると思っており、勝浦市に対しましては、千葉県の協力を得ながら、見直しの働きかけを行い、改善を強く促してまいりたいと思っているとの発言がありました。

この発言概要は、当日中に、県市町村課より本市へ伝えられ、あわせて県より見直しについての指導があり、本市といたしましても対応を検討してまいったところであります。

2 点目の総務大臣の指摘に対する本市の見解についてであります。まず、返礼品の贈呈は、そもそもふるさと納税制度、つまり地方税法自体に組み込まれてはおりません。

よって、各自治体が独自の取り組みとして行っているものであります。そういう中で、数ある地方団体の中から本市を「応援をしたいふるさと」として寄附いただいた納税者に、かつうら七福感謝券や特産品、さらには体験型お礼品メニューを感謝の気持ちを込めてお贈りしており、私からしますと、牛カニ合戦とも言われる今のふるさと納税制度のもとで、かつうら七福感謝券につきましては、感謝券の利用のために本市へ足を運んでもらうことにより、当地域の姿・魅力を直接五感で感じていただくとともに、本市行政への関心及び参加意識の醸成を図りながら、これからも応援してもらえるふるさととしてあり続けるための地域推進力となることを期待するものであります。このたびのかつうら七福感謝券に係る総務省からのご指摘、県からの指導を重く受けとめ、本市ふるさと納税におきましては、2 月 28 日までのご寄附の申し込み受け付けをもって、返礼品の一つでありますかつうら七福感謝券の贈呈を終了いたしました。

3 点目の七福感謝券の転売をできなくすることについてであります。非常に多くの方々にかつうら七福感謝券のお申し込み、ご利用をいただいている中、確かに本券がインターネットオークションサイトへ掲載されている事例が散見しております。

本市といたしましても、ごく一部の方の七福感謝券の不適切な利用に対する対策といたしまして、券の表面に番号を付し、この番号をもって感謝券の利用状況の把握に努めてまいりました。どの番号が誰のところに行っているか、全部把握しております。こういうのを進めておりましたほか、昨年 12 月に、インターネットオークションサイト運営会社を、副市長が訪問いたしまして、かつうら七福感謝券のインターネットオークション出品停止措置の依頼を行いました。完全に転売を防止するためには、例えば、感謝券 1 枚 1 枚に寄附者の氏名や住所などの個人情報を表示し、券の利用の都度、身分証明書のご提示をいただく等の方法もあるかとは思いますが、かつうら七福感謝券は、他の返礼品であります特産品等と同様、ご寄附いただいた感謝の気持ちをもったの贈呈品でありますので、ある部分、寄附者のモラルに委ねる、ご利用ルールの遵守をお願いすることも大切だと思いますので、そこまで踏み込んだ転売防止策まではいかがかと思っております。

4 点目のかつうら七福感謝券の今後の取り扱いについてであります。先ほど申し上げましたとおり、国・県からの指摘・指導を踏まえて、本市ふるさと納税におきましては、去る 2 月末日までのご寄附のお申し込み受け付けをもって、返礼品の一つでありますかつうら七福感謝券の贈

呈を終了いたしました。

なお、その他特産品等の贈呈は、従来どおりであり、また、既に発行済みの七福感謝券にしましては、感謝券に表示の有効期限まで市内取り扱い事業店で引き続きご利用いただけます。

5点目の直近のふるさと納税の申し込み状況、換金状況についてであります。ふるさと納税は、税額控除の関係から、年末に申し込みが集中し、年が明けますと申し込みは減少となる傾向にあり、これらを踏まえ、この3月の年度末時点での収入を累計で18億円程度と見込み、既定予算の12億円で、今回の3月補正予算案で6億円を追加計上いたしました。

しかしながら、このたびの件でいろいろと反響があり、現時点では20億円強の申し込み、このうちおよそ8割が感謝券をご希望であり、予算面におきましては、今後、収入金額に基づきましたさらなる補正予算措置を考えております。

また、この券の換金済みはおよそ2億4,000万円、業種別ですと、販売業で1億3,200万円、宿泊業で4,500万円、レジャー業で1,600万円、サービス業で3,600万円、飲食業で1,100万円であります。

以上で、藤本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） まず最初に、ふるさと納税の返礼品であるかつうら七福感謝券につきましての質問で再質問させていただきます。答弁にありましたとおり、10日の総務大臣会見の後、私、17日に、先ほど申し上げた5点の質問の通告をさせていただきまして、その後、22日に、議員に対する説明の後、記者発表ということで、午後記者発表が、先ほどご答弁あったとおりのなされました。極めて迅速な対応であってよかったと思っております。

今、総額で20億円強ということであったんですが、議員の説明の際には、お1人で1億円の寄附をなされた方があったということなんですけれども、今回の駆け込みの申し込みの中にそういう多額な納税の申し出があった場合には協議するよにということ、私、説明会のときには申し上げましたけれども、今回の28日までの駆け込みの申し込みの際に最高額のお申し出というのはどんな額のお申し出があつて、それにはどう対応されたかというのを1点、お伺いしたいと思います。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。今回、記者会見発表後、お申し込み件数が殺到してございまして、その中で最高で1億円のご寄附をいただいたと記憶してございます。そういう方につきましても、券の有効期限が1年でございますので、その辺を説明させていただいて、確かに正しく使えるということでしたので、そのまま受理いたしました。以上でございます。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 今、22日の説明会のときに既に1億円の申し込みを受け付けたという報告があったんですけれども、その後もさらに1億円の申し込みがあったということですね。それを受け付けたということですね。ちょっと信じがたい破格な納税ということなんですけれども、そういう方はいらっしゃるものですね。業種別の換金額、それぞれおっしゃられましたけれども、この前のご説明から金額は変わっていないように見受けられますけれども、その際、サービス業で海外旅行を購入された方があったというのが高額換金の例として紹介されましたけれども、それに追加するような新しい集計ではないのでしょうか。もし海外旅行以外にもそういった高額な

商品の購入があった場合には、さらにつけ加えてご紹介いただきたいと思うんですが。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。換金につきましては、商工会にお願いしてございまして、ひな祭り期間中でございますので、商工会のほうも、当然実行委員会、入ってございますので、その関係で換金の流れがスムーズでない部分がございますので、換金額ということでしたら、先ほど市長答弁のことでございます。以上でございます。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） わかりました。この前の説明以上の追加はないということですね。大多喜で同じような経過をたどった感謝券の問題がありましたけれども、大多喜では、インターネット通販会社が複数関与しておりまして、そこで感謝券が使われて高額な商品が販売されたということがありました。ところが、勝浦におきましても、これと同じ業態、すなわちお客の注文に応じて何でも取り寄せて仲介をするという店が見受けられるんですが、これは大多喜で行われたようなお客の注文に応じて何でも取り寄せて仲介をするということが勝浦では許されるかどうか、これをお尋ねしておきます。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 基本的には大多喜と違って、大多喜は通販のカタログ、そういうものでよそから幾らでも買える、勝浦の場合は勝浦でしか買えない。今、言われました市内でも何でも買える店があるというお話で、それはどこですか。教えていただきたいと思います。

○副議長（佐藤啓史君） 藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 企画課長にお知らせしてありますので、お尋ねください。個人名、会社名をここで挙げることは差し控えたいと思うんですが、大多喜のインターネット通販会社とも非常に関係の深い会社が、昨年勝浦に出店しまして、8月から感謝券の取り扱い店舗になっておりますので、その業態は、お客の注文に応じて何でも取り寄せて販売する、仲介するということが可能ということ、問い合わせに対してそういう回答をお店自身はしておりますので、大多喜の通販会社と同じような業態が今後あらわれるのではないかと懸念されます。したがって、今、ご説明あったとおり、20億円を超えるふるさと納税があって、その8割が感謝券ということで、14億円を超える感謝券が発行され、そのうち2億4,000万円が換金されたということでありますので、今後、12億円にも達する感謝券の換金が本格化することだと思っております。今、申し上げた業態の事業者からは、その取り扱い額において、どのような取引が行われたかの実態を聞き取ることが必要だと思うんですが、そのお考えはありますか。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。この七福感謝券の取り扱いルールにそぐわない、沿わない事業者がおりましたら、私ども行政はもちろん広く市民の皆様のご協力、情報のご提供を賜りつつ、情報の収集に努めまして、もしそういう事態でございましたら、業務の改善または是正を強く求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） ぜひ、今後、慎重にお願いしたいと思います。また、使われた感謝券からその持ち主であった寄附者がわかるということですので、そういった面からのお問い合わせも、必要に応じてはやっていただいて、きちっとした事実をつかんだ対応をお願いしたいと思います。

では、順番を戻しまして、まず最初に、国民健康保険の広域化と医療の今後について、再質問させていただきたいと思います。地域医療構想によりまして、山武長生夷隅という広大な医療圏で計画がされておるわけですが、非常に広域であるということと、勝浦の場合には、安房の医療圏、具体的には亀田病院なんですけれども、亀田病院との行き来も相当強くあるという特殊な地域なわけで、先ほど答弁あったように、安房夷隅という、そういう連携も今後考慮しなくちゃならないということなんですけれども、今後の慢性期の病床と在宅医療がどうなるというふうに見込みをお持ちなのか、市の担当者として、慢性期の病床と在宅医療がどうなるというふうに見込みをお考えか伺いたいと思います。

○副議長（佐藤啓史君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○副議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。千葉県が策定しました地域医療構想におきまして平成37年、2025年における医療機能別必要病床数で山武長生夷隅圏域につきましては、慢性期994床、同じく在宅医療等の必要量でございますが、1日当たり4,919名でございます。以上でございます。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 数だけでイメージが湧かないわけなんですけれども、2025年になって団塊の世代が75歳を迎えるということで、高齢者がピークに達するわけです。当然ながら入院に必要な患者数も増大するわけなんですけれども、病床そのものは、今答弁あったとおり、この医療圏では必要以上の病床があるという、過剰状態ということなので、減少するというのが今の答弁の数なんです。それで、在宅医療のほうはどうかといいますと、これが増大すると。だから、入院が必要な方であっても、在宅で治療するというのが今の構想の数だということです。千葉県全体で言えば、在宅医療は倍増するというような計画になっております。ただ、この山武長生夷隅地域の場合は倍増とまではいきませんが、一定数の増加が見込まれているということでもあります。

医療費の適正化計画のほうですけれども、今度は、総額で目標を持つということでもありますので、第1期、第2期は予測ということで示されておったわけですが、第1期の医療費の伸びは、昨日の一般質問でも医療費が40兆円を超えたということがありましたけれども、その第1期の場合であっても、予測よりは、1.1兆円抑制されたわけなんです。予測を立てて、そういう計画でやりましようと言っていた段階においても、40兆円のうちの1.1兆円というようなことで、比率としてはわずかなものでありますけれども、今度はそれを目標に据えて、総額でキャップ制ですよね、医療費の総額をそれ以下に抑制するんだという形での運営がなされて、病床や医療費の総額抑制、それと兼ね合って、今回、国保の都道府県単位化が行われようとしております。

私、非常に驚いたグラフ、これは厚生労働省が発表した死亡場所別死亡者数の年次推移と将来推計というグラフでありまして、これは1975年から始まって2030年までの将来予測をグラフにしてありまして、病床は増えませんが、一番上のグリーンのラインは約90万人、病院で亡くなる

方はずうっと一定して変わらないというグラフなんです。その一番下にあるのが自宅のグラフでして約20万人、今からですと1.5倍ぐらいになるだろうと予測されています。その上のちょっと濃いものが介護施設、これは老健ですとか、特養のホーム、そういったところで亡くなる方が、今から2倍になるだろうと。大体10万人弱です。そこで、その他というのは青いところなんですけれども、それが40万人を超える、その他という場所で亡くなる方がいらっしゃると。その他というのはどこなのかというのは、厚生労働省もここだという明確なことは指し示してはいないんですけれども、どこなんだろうと。これをみんなで考えていく必要があると思うんですけれども、今、明らかになりつつあることでは、2015年に千葉県で7,000を超える認定がされた場所があるんです。新しくつくられつつあるものなんですが、サービス付き高齢者住宅というもののなんです。勝浦市にはまだできておりません。いすみ市に2つできまして、40戸か60戸、どちらかだったと思いますけれども、2軒で、サービス付きの高齢者住宅という、そういう集合住宅が千葉県内で既に7,000戸登録されているということです。これは今、増えつつあるということなので、この場所、その他という全国で40万人という新しい場所で亡くなる方というのがこういう場所が思い描かれるということかなと思うんです。

そんな点で、先ほど川上から川下に水が流れるようにと言いましたけれども、病院や施設から在宅へという流れが強力に推し進められようとしている。その中に都道府県が司令塔になって、ベッドも、医療費の総額の抑制も、そして、財政運営も、そういった3つの司令塔が県に集中することによって、県を司令塔としてダイナミックに運営されるという、そういうのが来年30年から始まろうとしているんだと思うんです。

国保の運営がどうなるかというのは、まだ千葉県では定まっていないというお答えでした。しかし、埼玉県では既にそのシミュレーションが発表されまして、標準保険料率が1.7倍になる市町村も出てくるというようなことがあります。大変な衝撃を与えております。全国的には、まだ千葉県のように、そういった具体的な発表がない県が多いようではありますけれども、どういふふうになっていくのか、これは非常に懸念される場所でもありますけれども、まだ詳細な発表がないということなので、これ以上言っても、今回、余り議論が深まらないと思われますので、その辺にとどめておきたいと思います。

最後にお聞きした国保の構造的な問題を解決するために何が必要かという点で、国庫負担の増加が鍵だということをご答弁いただきましたが、私も全く同感であります。国庫負担の大幅な増額なしに今日の国保運営の困難は絶対に解決できない。だからこそ、もっと国に対する声を上げる必要があるし、国の施策がこのような状態にあるときには、市民の健康や暮らしを守るために、その防波堤となって、多くの市町村がやっているような一般会計からの法定外繰り入れなども行って、市民の生活を支えていくということがより一層必要なんだと思うんです。そういう点を申し上げた上で、次の問題に行きたいと思います。

2つ目の国保税や医療費の負担軽減についてご答弁をいただいたわけなんですけれども、最後に、お答えいただきました国保法44条に基づく一部負担金の免除申請については、ぜひ前向きな検討を行っていただきたいというふうに要望したいと思います。

そして、最初に申し上げた、払いたくても払えないほど国保税は高騰しているという点でありますけれども、近隣の市町村と比べて我が勝浦の負担というのはどれほど重いのか、重くないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。保険税の高さを示す指標としては、例えば1世帯当たりの調定額ですとか、被保者1人当たり幾ら税金がかかっているかというのがありますけれども、そもそも所得が高いところでは、高い方は多いですし、所得の多い少ないというのは市町村の違いもあるかと思いますが、私のほうでは、同じ所得であったら国保税を年額幾ら納めるのかというのがいい比較の指標であろうということで試算をさせていただきます。

平成28年度の所得割、資産割、均等割、平等割の税率は、各市町村発表されていますので、一例として所得60万円の年金世帯ご夫婦というような見立てで、固定資産税の年額4万円、勝浦市資産割がありますので、それで試算をしましたところ、勝浦市の保険税は年額で9万2,400円になります。この金額は、県下54市町村中高いほうから見て23番目でございます。近隣の市町村の状況を申し上げますと、高いほうから申し上げますと、大多喜町が10万1,500円、いすみ町も10万100円、御宿町9万5,000円、茂原市は9万3,400円、これらは勝浦市よりもいずれも高く、近隣では隣の鴨川市が9万1,400円、年額で勝浦市から比べると1,000円低いような状況でございます。以上です。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） もう一つ、お尋ねしたいことがあります。共済あるいは組合健保、協会健保、それぞれの健保と比べまして、所得に占める負担率、国保とどう違うか、それもお答えください。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答え申し上げます。国民健康保険税の算定というのは、総所得金額、所得に対して均等割、平等割、資産割、最後に所得割という4つの課税方式をとってございます。これに対しまして、例えば協会健保というのは、従前政府管掌健保といって、社会保険庁が見ていたんですけれども、現在は民間の協会で行われているものでございまして、被保険者は中小企業に雇用されている者及びその家族でございまして、保険の所得は標準報酬月額に対する所得率をもって、その一つだけで出しています。これは都道府県ごとに率が違っておりまして、千葉県の場合は介護の2号被保険者に該当しない40歳未満の方ですと9.93%、介護保険に該当する40歳を超える方の保険料率は11.51%、千葉県においてはそういう率でございます。健保組合というのは、大企業が個々の会社ごとに運営しておりますものでございまして、それこそ会社ごとに保険料率というのは違いますので、比べてどうというのはちょっと困難かと思います。同じように、共済組合も標準報酬月額に対する、要は支払い総額に対して所得割1本で保険料率を出しているということで、その料率だけをもって勝浦市の国保税と比べて率が高いか低いということでは比較困難なものでございます。

しかしながら、共済組合や健保組合、大きな企業が加入しているところの財務体質からくれば、共済健保、中小企業が加入して設定している協会健保につきましては、一般に共済組合や健保組合のほうからすれば保険料率が負担が重いと言われておりますが、市の国保と比べて、所得に比べてどうかというのは一概に比較ができないということでお答えさせていただきます。以上でございます。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） いずれにしても、国保税につきましては、200万程度の所得の場合に、18%とか2割に近いような負担を国保税、納めておられるわけですので、極めて共済や組合健保、

協会健保に比べて重い負担を余儀なくされているというのが現実だと思うんです。そして、先ほど介護保険ではあるけれども、保険税を納めた後、残ったお金が生活保護基準を下回る場合に、2割、5割、7割減免で対応しているんだということでもありますけれども、2割、5割、7割の減免を納めて、生活保護基準以下になってしまうという方がいらっしゃるんじゃないでしょうか。そういう方は減免制度で救済されているなんて言えないように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。国保税の被保険者の保険税算定に当たっては、市県民税の均等割が出ないような低所得者については年税額の平等割と均等割については7割減の保険料率になります。したがって、保険料率は7割減ですよというのは、世帯人数によって均等割が異なることから、負担していただく額は世帯単身者であるとか、2名、3名の世帯員がいる方では納めていただく額は違いますけれども、その税負担によって生活保護基準以下に陥ってしまうかどうかというものは、税務課サイドでは把握はしてございません。しかしながら、そのような負担の厳しい方につきましては、福祉施策のほうで救済できるかどうかの相談を、もしこちらのほうにお見えになった場合には、福祉課のほうで何かしら救済措置があるか相談するようということでご案内して対応しているところでございます。以上でございます。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 非常に苦しい答弁なんですけれども、そもそもこれは国の制度として整理すべきことであって、市町村が国の制度がまだ整っていないから、やるべきではないかという私の質問なんですけれども、それに対してやれないというか対応の仕方をご答弁されているんだと思いますけど、そもそもは国の制度としてこういう介護にあるような救済制度をここにも備えるべきだと思うわけです。そういう点で、ぜひ国に対しても対応していただきたいなと思いますし、それを待つまでもなく、国保法77条に基づく申請減免の対象に加えることができないかどうか、ぜひとも前向きな検討もお願いをしたいと思います。

時間が限られておりますので、次の病気の予防、早期発見・早期治療について伺いますけれども、特定健診受診率の引き上げという上で、個別健診ができるようにするかしらないかというのは非常に大きな天下分け目のあれになるんじゃないかと思うんですけれども、個別健診が実施困難というのはどういうところにあるのか、何が障害になっているのか、それを端的にお答えいただきたいと思います。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。特定健診につきましては、集団健診と個別健診、ご指摘のとおりでございますが、個別健診の実施に当たりましては、当然医療機関との連携が必要ですので、今後実施するに当たっては、その辺のところを詰めていく必要があるだろうというように考えております。以上です。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 前々からそういう答弁なんですけれども、本格的に個別健診を実施しようとするならば、医師会の協力をいただかないとできないわけですね。そこで何が障害になっているのか、何で医師会のほうがご協力いただけないのか、それをお尋ねしたいわけなんです。どうやってそれを突破できるのか。その辺が十分詰めきれているのかどうかというのがお聞きしたい

ところなんですけれども。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。一つは、市町村の負担問題というのもあると考えております。先日、夷隅郡内の国保担当と医師会のほうで協議をいたしまして、いすみ市からは、個別健診の対応をぜひやっていただけないかというような申し入れがありました。ほかの市町村もそういうことは考えておりましたので、今後、前向きに進んでいくのかなというような感触を持っております。ただ、議員おっしゃいましたとおり、医療機関との連携が必要ですので、今後詰めていく課題はあるのかなというふうに感じております。以上です。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） がん検診につきましては、検診を受けられた方々そのものは非常に意識が高い。がん検診を受けて、要精密検査が必要ということが出た場合に、私は100%二次検診を受けてもらえる条件があると思うんです。それを100%できていないとすれば、積極的な勧奨を行って、必ず受診に結びつけるという働きかけが必要だと思うんですけれども、現実には100%実施のためにがん検診の二次検診、どんな取り組みが求められていると考えていらっしゃるか、お尋ねしたい。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。がん検診を受けられまして、要精密検査対象者になった方につきましては、こちらのほうから文書によりご連絡を差し上げております。それでもまだなおかつ受けていない方につきましては、再勧奨を行っているところでございます。

もう一つ、年度末を控えまして、毎回やっているんですけれども、今回はさらに電話による勧奨を行うというような形で、精密検査しなければならないといった方につきましては、なるべくといいますか、こちらのほうとしては、ほぼ100%受けていただくような形で勧奨してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 禁煙、そしてピロリ菌の問題なんですけれども、これは予防という点で、検診よりもさらに踏み込んでやるべきテーマだと思うんですけれども、なかなかこれは十分やれていないのが実態なんじゃないかと思うんです。そういう点で、禁煙につきまして、問診をとったときの喫煙者に対する働きかけをしているという答弁でしたけれども、どんなことができているのか、振り返っていただいて、渡す資料がどういうものを渡しているのか、一番最先端の情報提供をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、禁煙外来で保険適用になって非常に禁煙しやすくなる環境が生まれていますけれども、でも、禁煙する意思がなければ絶対に成功しませんので、禁煙する意思をどう啓発するかというのが一番の鍵だと思うんですけれども、そういった点で情報提供、それから資料の配布等々非常に大事だと思います。そういう点で、問診をとったときに、必ず相手が喫煙しているかどうかわかりますし本数もわかるわけですので、そういった方に対する個別的な対応をもっと綿密にしていく必要があると思いますし、情報提供を図っていくべきだと思います。

ピロリ菌につきましては、若いうちに除菌することが予防効果が高いというような研究も発表されておるので、中学生を対象にした先行例は、中学生が5%とか9%とか、1割に満たない陽性者なわけなんですけれども、それらの人に精密検査を受けてもらって除菌するということを通じて、そのご家族、お父さんやお母さん、そういった方々も保菌されている場合がかなり濃

厚なんですね。そういった家族に広げていくという、そういうステップにもなっているようですので、大いに事例を研究していただきながら、この効果についても治験を集めていただいて、積極的な取り組みを考えていただきたいと思います。

4番目の滞納処分につきましてですが、資格証明書の発行というのは、23%というのは余りにも県内で高いんじゃないかと思います。なぜこんなに高いんだろうと。分納誓約された方が不履行が重なった場合に資格証明書の発行というふうに行っちゃっているんじゃないかと思うんですけども、どうですか、分納誓約不履行は何回で資格証明書を発行、そういうふうな流れがあるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。資格証明書の発行につきましては、勝浦市国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証取扱要領というのがございまして、この要領に基づいた手続でございます。市長答弁の中でもございましたように、1年を超える滞納額を有する方とか、納税相談や納付指導に一向に応じない方を対象としてございますので、分納誓約を締結していただいて、1回だけ納めなかったらすぐに資格者証という、そこまで厳しいところまでは行っていないんですが、納付が途切れたまま連絡して、今度また相談に来てくださいという話をしても、全く応じてくれない方については、これら要領に基づいた手続を実施しておるところでございます。市町村比較とか、他市町村の数字と比べて、多い少ない理由は何かというのは、本市では分析してございませんが、この要領に基づいた手続を実施しているところでございます。以上です。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 資格証明書というのは、結局この方は滞納があって100%窓口で負担していただく対象ですよということですから、受診を抑制するわけです。保険証を取り上げているのと同じですから。だから、命にかかわるものなんですけれども、これが23%もあるということなんです。だから、安易な発行は絶対に許されない。資格証明書を発行している方々の健康状態というのはどう把握されていますか。これは本当に命にかかわることですから極めて慎重な発行ということを、その実行に当たっては求められると思います。

それと、差し押さえにつきましては、預金が非常に大きいんですけれども、預金といった場合には、給与であったり、年金であったり、児童手当であったり、そういった預金が振り込まれて、残高との関係で児童手当があれば、絶対にそれは差し押さえることはできないと思うんですけども、その38件という預金差し押さえられているんですが、先ほど10万円等控除される、人数に応じて4万5,000円の控除が、給与の場合はあるというご説明がありましたけれども、預金の差し押さえというのは、そういったことも厳密に適用した上でやっておられるのかどうか。そのことをあわせて、差し押さえる件とさきに申し上げた件、お答えいただきたいと思います。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。税務課においては、資格証明書を発行した方の健康状態については把握はしてございません。命をつなぐ最後のとりでというのは十分認識しておりまして、後期高齢者医療保険制度における保険証につきましては、滞納が発生した場合であっても、高齢者の場合は保険証がないことによる生命の危機というのが甚大であろうことから、資格証明書をすることは制度的にやらないということで、勝浦市は一件もしてございませんけれども、国保におきましては、生活が厳しくても保険税を納めていただく多くの市民の方との税の負担の公

平性の確保の観点から、病院に行きたくて保険証を欲しいときには、ちょっと厳しい口調で出してくれと見えますけれども、やっとそのときに交渉ができるわけでございまして、なぜ払っていただけないのか、直近の収入、支出の状況等を確認して1カ月分でも納めていただく形があれば、そのときに短期受給者証に切りかえるというような対応をしてございます。

もう一点、給与の差し押さえにつきましては、過去に児童手当残高がほんの数円のところに児童扶養手当が振り込まれたその日に、扶養手当相当分を、預金には色がついていないということで差し押さえ、それについて、これは違法な差し押さえであるという地裁の判決も、私どもは把握してございますので、給与がおりてすぐとか、年金がおりてすぐというものではなく、通常の預金調査の中で、月々のお金の動きがどうあるかということで、残高があるものについてを行っておりまして、先ほど申し上げましたような給与の差し押さえで、扶養親族を含めた生活費分は差し押さえはならぬというものについては、法令遵守で適正に対応しておるところでございます。以上でございます。

○副議長（佐藤啓史君） 藤本治議員。

○1番（藤本 治君） まだ多くの論点があるんですが、次回に譲りたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（佐藤啓史君） これをもって藤本治議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 開議

○副議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一君登壇〕

○7番（戸坂健一君） 皆さん、こんにちは。会派新創かつうらの戸坂健一と申します。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回のテーマは大きく分けて、災害発生時における避難所の整備充実について、また、次期学習指導要領について、以上2点であります。

まず1点目、災害発生時における避難所の整備充実についてお伺いいたします。勝浦市では、被災した市民の方及び市内に滞在している方などが避難のために必要な期間滞在する屋内施設として、また、みずから居住の場所を確保することが困難な市民の方及びその他の被災した方が一時的に滞在するための屋内施設として、現在21カ所の指定避難所を設定しており、市が必要に応じて開設することとしております。

21の指定避難所のうち12施設が新旧の学校施設となっており、ほとんどの場合が体育館での避難生活を想定しています。しかし、仮に冬期に災害が発生した際には、避難した方のための防寒対策など、避難所のより一層の充実が求められております。実際に、これまでの大規模災害発生時の避難の教訓として、冬の避難生活においては、体育館は天井も高く、ストーブの熱も周りを暖めず上に上ってしまい非常に寒くなることや、マットレスや毛布の用意も十分ではなく、寒さで眠れなくなる人、また体調を崩される方も多かったことが挙げられております。特に高齢者や病気の方、小さいお子さんを持つ母親にとってはこれは大きな問題で、ストレス

によりぐあいを悪くした方も多かったと伺っております。今後、南海トラフ地震などに伴う大津波などの災害が想定されている勝浦市においても、過去の教訓を少しでも取り入れ、避難所の整備充実を図ることが大切であると考えます。

そこで質問いたします。災害発生時に避難所へ新しい畳を無償で提供する「5日で5,000枚の約束」というプロジェクトがあります。これは全国の畳店が加盟する団体が企画・提供しており、全国の自治体で検討、導入が始まっているものです。プロジェクトの参加畳店は、既に千葉県内だけでも18店の加盟がございます。このプロジェクトですが、具体的には、自治体と団体が協定を結ぶと、つくりたての新しい畳が、全国の畳店から災害発生より5日以内に市内の避難所に必要な枚数だけ配送をされるというものです。これまでに、さきの熊本地震や関東・東北豪雨災害時において各被災地に合計で6,000枚以上の畳を届けるという実績を残しております。被災時に避難所となる体育館などに畳を敷くことは避難者の身体的・精神的ストレスの軽減につながるため、勝浦市においても、このプロジェクトを締結し、今後発生し得る災害に備えるべきと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

大きく分けて2点目の質問に移ります。次期学習指導要領に対する教員の準備態勢について伺います。文部科学省は、去る2月14日、次期学習指導要領の改訂案を公表し、パブリックコメントの受け付けが開始されました。現行のものと比較して、記述分量は約1.5倍となっており、改訂案の中には、学校と社会との連携・協働の中で教育の目的実現を図る「社会に開かれた教育課程」の重要性や、小学校5、6年生での英語の教科化、算数や理科、音楽、総合的な学習の時間などを活用してのプログラミングの授業、社会がプログラミングによって動いている事実を体験的に学ばせる教育などが盛り込まれ、中学校においては、選挙年齢が18歳に引き下げられたのを受けて、主権者教育の充実や、領土教育の充実、防災教育の事実、自衛隊の活動紹介などの内容が盛り込まれる予定となっております。

実施までにまだ時間があるとはいえ、これら教育指針の大幅な変化に伴い、それを受けて、時代に即した教育の充実を図るべく、学校教職員の指導態勢の再確認、スキルアップ研修など、実施までにしっかりとした準備を図る必要があると思います。教職員の指導態勢の準備、研修など、時代に即した教育態勢の充実を今後どのように図っていくお考えをお聞かせください。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○副議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの戸坂議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

災害発生時における避難所の整備充実について申し上げます。「5日で5,000枚の約束」プロジェクトの締結についてであります。議員ご指摘のように、指定避難所のうち、学校施設につきましては、主に体育館が利用されることになります。また、体育館は板張りとなっておりまして、冬場等の災害避難時には寒さが想定されることから、避難時には毛布等の持参を啓発はしておりますが、本市といたしましても、現在、マット類624枚、毛布2,280枚、アルミの寝袋1,820枚を準備しておりますが、議員ご提案のように、全国の自治体でプロジェクトの締結や検討が行われているということでありますので、本市といたしましても、災害時にこのような対応がいただけるのでありましたら、プロジェクト締結について早期に申し入れをいたしたいと考えております。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。教育問題につきましては教育長より答弁いたします。

○副議長（佐藤啓史君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの戸坂議員の一般質問に対しお答えします。

次期学習指導要領に対する教員の準備態勢について申し上げます。現在、文部科学省では、次期学習指導要領の改訂案を公表し、パブリックコメントを開始いたしました。そして、今月末に新学習指導要領が公表される予定と伺っております。今後のスケジュールといたしまして、平成29年度が新学習指導要領の周知期間となっており、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から実施となっております。このようなことから、新学習指導要領が公表されましたら、県教育委員会の指導のもと、スケジュールに従い適切に取り扱ってまいりたいと考えております。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） まず1点目の避難所の充実についてでありますが大変前向きなご答弁をいただきました。事前のヒアリングよりもさらに前向きなご答弁をいただきましたので、再質問もなかなかしづらいところではあるんですが、ここで少しこのプロジェクトの詳細を紹介をさせていただければと思います。その上で再質問をさせていただければと思います。

このプロジェクトであります、全国の畳店が結成をしたプロジェクトでありまして、一番わかりやすい事例として、さきの熊本地震でどのような活動をこの団体がされたかということでありますが、2016年4月14日に熊本地震が発生をし、その後、次の15日には、この5,000枚のプロジェクトの要員が現地入りしております。市内の担当者と協議をして、どの避難所に何枚畳が必要かということで協議をしまして、その後、畳の作製または収集に当たりまして、19日には各避難所に必要な枚数が届けられたと。熊本だけの例をとりましても、熊本市に2,090枚、宇土市に1,300枚等々、必要なところに必要な枚数が届けられたということになっております。この届けるに当たっても、このプロジェクトの畳店の皆さんが自費で輸送をして各避難所に届けていただけるということでもあります。もちろんこれも無償であります。避難所でこの畳を有効活用した後の畳の有効活用の仕方についても、担当者としてしっかり協議をした上で、畳をとにかく使っていただけるのであればということをやっているものです。

実際にこのプロジェクトを活用された市役所あるいは被災者の方々からのアンケートも届いておりますので、紹介をさせていただきます。市役所の方のコメントで、「本当になくってはならないものでした。輸送費を市が負担してもよいほどです。避難所の移設の際も、その場所には畳がありますとアナウンスしたこともあります。また、避難者がいなくなった避難所の畳は、ほかの避難所へ移設をし、どの避難所でも本当に重宝しました」と。保育所からのコメントも届いています。「今でもほとんどのスペースを畳敷きにして、とても重宝しております。あと1年半ほど仮設の避難所にいるので、このまま、ありがたく利用させていただきます」と。また、市民の方からのコメントで、暑い時期にも活用できるということで、「ブルーシートだけでは暑さをしのげない。畳が1枚あるだけでも涼しく快適に過ごせました」というコメントも届いております。また、この畳は、輸送がしやすいように、若干薄い、軽い畳を使っていると

そこで質問なのですが、このように民間団体の中でも、協定の中には非常に有用なものが多くあります。例えばL Pガス等の燃料の供給であるとか、あるいは生活必需品、食料とか物資の供給、廃棄物の収集、し尿の処理等に関するものがあるようです。ほかの自治体ですと民間団体等と災害時の応援協定をたくさん結んでいることもあります。これは非常に重要だと思います。今後もいろいろな団体と着実に結んでいって、広げていくべきだと思います。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

2点目の質問に移ります。次期の学習指導要領についてであります。先ほど教育長から、公表されたら取り組んでいくということでありました。これまでも私、教育環境の充実については何度か議会のほうで取り上げさせていただいております。例えば、次期の指導要領に掲げている領土教育の充実であるとか、あるいは近現代史の教育の充実であるとか、そういったことを取り上げさせていただいております。その中で、教育環境のより充実を図る上で何が一番ネックかという、教職員の皆さんがとても忙し過ぎるということに尽きると思います。例えば、以前議会で近現代史の勉強の充実は生徒たちのためにも非常に大切であると、何とか近現代史がなかなか勉強できていない現状を改善していただきたいという提案をさせていただいたときに、やはり教職員の皆さんの負担が非常に大きくて、なかなか手が届かない部分もあるというお答えをいただいたこともあります。次期学習指導要領が予定どおりにいけば、小学校は32年度から、中学校は33年度から、まだ少し時間があるように思うんですけども、今回の指導要領の改訂の内容を見ますと、かなり多岐に及んでいるものであります。これを教職員の皆さんがしっかり準備をして、あるいは研修をして、時代に即した教育の提供ができるかということ是非常に重要であって、1年や2年の準備期間では私は足りないぐらいだと思います。ですので、日本の教員、勝浦の教員の皆さんが、授業だけでなく、生徒指導や書類の作成、部活動など幅広く受け持っている現状の中で、世界一忙しいとさえ言われている現状の中で、この次期指導要領の成果を出すためにも、どのように教員側のサポート態勢を図っていくかということだと思います。その点について担当のほうのお考えがあればお聞かせを願います。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。次期学習指導要領に向けて、今後、学校教職員につきましては、県教育委員会で開催される教員向けの研修会等に積極的に参加するとともに、校内での研修を充実して、学校全体で新しい学習指導要領に沿って指導計画等の作成に取り組

んでまいらなければいけないというふうに認識はしております。

今議員がおっしゃったように、そういったことを進めていく中で、学校の先生方が本当に忙しいのではないかというお話がございましたが、私自身も学校の先生方の多忙化というのは非常に重要な問題の一つというふうに認識しております。実は、県教育委員会のほうでも、教職員の負担軽減のためにということで、千葉県教育庁多忙化対策検討会議というものが設置をされており、総労働時間の短縮等について検討しているという状況でございます。勝浦市教育委員会といたしましても、学校の先生方の多忙化等の問題について、今後やはり検討していかなければならない重要なことの一つであるというふうに認識しております。以上でございます。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 今ご答弁がありましたように、本当に現場の先生方は忙しいということに尽きと思います。少し参考になるかわかりませんが、一つの事例として、私たち会派新創かつうらでは、南房総市立の嶺南中学校というところに視察をしてまいりました。この嶺南中学校は非常に先進的な取り組みをやっている学校でありまして、その中で1つすごいなと思ったのは、部活動の入部は任意なんですね。以前議会の中でも同僚議員からお話があったかと思いますが、大体、千葉県を含め全国では部活動に何かしら入るのが常識になっているところでもありますけれども、嶺南中学校は任意で、現在7名の生徒が部活動に入部をしていないと。入部をしていない生徒は、ダンスやサーフィン等、学校終了後に、自分の才能を生かせる活動をしているということでもあります。先ほどからお話がありましたように、先生方の負担軽減ということを考えたときに、部活動の指導が非常に忙しいということが要因の一つとしてあると思います。部活動もちろん大事だと思います。私もこう見えて運動部の出身でありまして、中学時代は柔道部、高校時代は山岳部ということでもありますので、部活動の重要性、人間形成にかかわる非常な貢献は認めているのでありますが、一方で、もう30年度以降は、この新しい指導要領に基づいて教育内容がかなり拡充をされる、また、それだけではなくて、プログラミング教育であったり、ディベートであったり、これまで学校としてなかなかやっていなかった新しい教育のやり方も模索していかなければならない中で、今忙しい教員がさらに忙しくなることは確実な話であって、それに対して学校側、市の教育委員会としても、どうやって負担を軽減していったら、新しい教育指導要領に基づいた充実した教育をどのように図っていくかということは、今からやっていかなければならないと思います。この点について、部活動を含め、教員の皆さんの負担軽減のために、何か考えていることがありましたら、率直な意見をいただければと思います。

○副議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。多忙化の中で、部活動のお話が議員からございましたけれども、学校現場で先生方の多忙化の一つの要因となっているものが部活動の指導、これは確かなことでございます。学校の先生方の日々の勤務の状況でありますけれども、先生方は当然、授業、子どもたちを日中指導するというのが仕事であります。授業が終了してから、先生方は勤務時間終了後以降も部活動指導に当たっております。その部活動の指導が終わってから、授業の教材研究であったり、各種調査報告書の作成、また生徒指導等、日々帰りが遅くなる職員が多くいるというのも事実でございます。さらにまた、土日につきましても部活動の練習であったり、試合があるなど、年間を通じて多忙な毎日を送っている状況でありますので、

今後、部活動の実施の仕方について、検討していかなければならない重要なことの一つであるというふうにとらえております。以上でございます。

○副議長（佐藤啓史君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 先生方はもちろん、今の中学生にとっても部活動というのは非常にウエートが重い部分であります。文武両道という言葉のとおり、勉学も部活動も両方頑張るような体制にしていっていただきたい。そのためには少し今のあり方を考え直す時期に来ているのではないかなというふうに感じております。再質問というものはございませんが、一つのお願いとして、中学校が来年度から統合して、新しい中学校のあり方を近隣に示す試金石にもなると思います。次期学習指導要領をしっかりと開始年度から実施をできるように、先生方あるいは教育委員会の皆さんでしっかり話をし合って、多忙化の解消に努めるとともに、とにかく子どもたちのために充実した教育環境を整えられるように、しっかりとした協議をお願いしたいということをお願いをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（佐藤啓史君） これをもって戸坂健一議員の一般質問を終わります。

休 会 の 件

○副議長（佐藤啓史君） 日程第2、休会の件を議題といたします。明3月4日及び3月5日の2日間は、会議規則第10条の規定により休会いたします。

3月6日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

散 会

○副議長（佐藤啓史君） 本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後1時25分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件